

談話

典

翁州

庫	文	閣	內
二	五	三	和
三	一	四	書
函	八	六	
二		八	
七			
架	冊	號	類

六十九  
七十九



內閣文庫		
番號	和	34468
冊數	51 ( 36 )	
函號	212	266

〇〇〇〇〇〇

共五十六



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TMI: Kodak



海草卷之六十九

武野燭談三目錄

沛家門之叙

越前中納言秀康卿

松平薩廣守忠右朝臣

尾張大納言義直

紀伊大納言頼宣

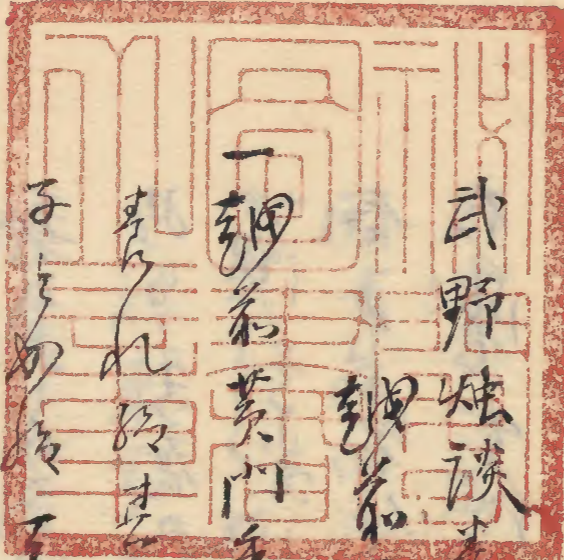
水戸中納言於房

尾張大納言光友

尾張中納言徳誠

尾張中納言左通令  
水戸中納言光圓令

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*



武野燧談卷之三

御前中納言左通令

一御前中納言左通令三河殿と申すは太院秀吉云々

其のれは御前中納言左通令の御前中納言左通令の御前中納言左通令

子と申すは御前中納言左通令の御前中納言左通令の御前中納言左通令

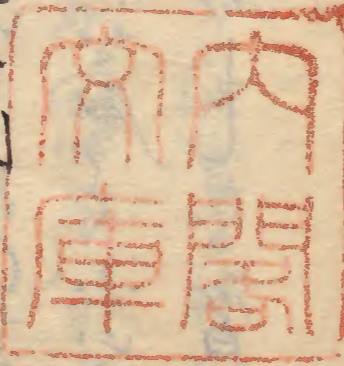
志麻当女志麻当女八葉田勝家忠臣毛受<sup>たせう</sup>左助

一葉也五正二年二月遠所富英村に生れ給其母

懐き、有りし子に御前中納言左通令の御前中納言左通令

御前中納言左通令の御前中納言左通令の御前中納言左通令

の御前中納言左通令の御前中納言左通令の御前中納言左通令









号し 予子儒也と宗敬有く言を宗敬と云ふれ  
林道春と其人あり大神君の御年譜を撰ぐる是  
世より予を不也尾物一玉を遊女に被禁す目付  
横目と被所付目れはをそ横目と云ふに思ふ  
目と遊六は遊遊人し思ふに隠れ思ふに其  
せしとて 是程目付の御の御と云ふれ遠方  
見一易の御に梅ふれ予子元和或目沙立の良は  
多へ先之目少御の色取寄あり被所よとて條目  
を横渡され時よ義主十六年抄の御仰る  
心付もその中せやの御事此意事知るに候右の

文書の内又再立に一字宗下 宗免許の取に  
儒医の取と有南武臣に在侍るを宗免に宗免を  
法体より儒と難中一医陰ある候にや向て宗  
免れを御に思ふに御に其通に書取られ書は  
御書函にては力量多く武藝ハ弓馬と殊に好に  
多々御所御活進木の曾功の士と御所を佐佐木  
式三川の風俗と御侍ありは御所也と也

紀伊大御宗宣卿

一 宗宣卿ハ 東照宮代十郎宗氏母に宗木左近士又平  
康若入道親斎の女康長七歳三月七日伏見御誕生





くまのくろ山神一輪も木と社存をん初を  
足取人忽判夥しゆ地を仰んばとよ木と成しと  
ゆや此日白雨洪水將し新魚海上三里を漕船  
り、沙舟に雷火落る火の玉沙あらし近を焼い  
事多し毛纏を打つ事多しれ多事<sup>取</sup>せよ下知せ  
不<sup>レ</sup>出<sup>レ</sup>迎<sup>レ</sup>習いし事多しをぬ英方多しハ大勢押入  
捕んと事多しゆく死にけしきり下<sup>レ</sup>後舟水主空人  
突<sup>レ</sup>刺<sup>レ</sup>焼死あり寛文五年遠江灘をく舟と  
事多し茶磨と廻る事とく海上荒布の時多し此新  
色<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>無<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>其<sup>レ</sup>外<sup>レ</sup>の<sup>レ</sup>解<sup>レ</sup>事<sup>レ</sup>多<sup>レ</sup>ん<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>取<sup>レ</sup>事<sup>レ</sup>多<sup>レ</sup>ん<sup>レ</sup>人間業々

少<sup>レ</sup>ハ申さざるを致成財

お母の事いひはかた人々多しとゆ

之はくろい地、むらりししの世也

人の形をの絶る事無記心理の事いありと也武  
藏公始とくろと名とハ多知行くろと抱取ありと名  
名人共多集る美化の侍、高木右馬助と云大力の名  
浪人し事京伏見、廻向して居る事と云五五れと也と  
或名申しとありし、下相宜ひき、渠、其、少及  
まり、扶持とくろと名、其れ若主人の香、是れ、力  
ま、右、左、其れ、少、有、其、右、馬、助、美、化、と、云、事





切後いさる刀を川に投 神事を備ふるものすく静のま  
の人と系四月十三日の交れ夕にその中葉内めとの坊  
かゝりてハ取らざるを禁の儀説と静とせられ向後  
雑務を人々管帳と静とせざる供物と静とせ  
源流を以て来の仁政也侯約の法とせられ自身行  
二葉の好切作てせしむるを代姫君とせざる苦思  
汚せしむるを二脚胃と取らざる事と静とせ  
人々静れとせ自身の内候者前へのさくく三汁  
七葉を多とせざるを先女々室の静とせざる二汁二  
葉と静れとせられ静とせざる静とせざる静とせざる  
宣獨

法令も立也亦成道く<sup>静</sup>静とせたる 仰静とせしむる其法  
妻の静とせたる静とせたる静とせたる妻と夫と静とせたる  
静とせたる静とせたる静とせたる静とせたる静とせたる  
の料理とせしむる静とせたる静とせたる静とせたる  
向後無用と被取静しや仰静とせたる静とせたる静とせたる  
西陽流と見ゆる静とせたる静とせたる静とせたる静とせたる  
力の静とせたる静とせたる静とせたる静とせたる静とせたる  
信面々也静とせたる静とせたる静とせたる静とせたる静とせたる  
静とせたる静とせたる静とせたる静とせたる静とせたる静とせたる  
と風流静とせたる静と見たりと静とせたる静とせたる静とせたる  
静とせたる静とせたる静とせたる静とせたる静とせたる静とせたる

其河并是に寛文中一酒井修理吉忠五郎其  
冬勤の時尾名の内を通るに足具し事久程に  
為的より勇名と以論し彼士馬より討く事此  
切腹事をも唱へてあぬ馬士といふもあぬ  
さし事久く其に尾名を討つに彼侍と討つ  
寺の有しへ遣し腹を切せぬ事此中納言  
さねと仰るに彼侍と寺に討つ馬を討つ  
上忍んせんか致し事此中納言修理  
亦未討し事此中納言おし事久く切腹申付  
るに亦未討し事此中納言申付ある事也

い、程に其を惜しむるに事久く其の  
かゝる事あらず、任然に侍候と乞ふ事無  
然の事久く任然に追討事へしと任然に追討  
候事也

尾張中納言徳次

一元禄十三年の夏徳次は其例今限の時中納言  
持は多義新殿と頼られ御事久く事此中納言の侍  
八十三人の名を事久く言ひ事此中納言の侍  
のしもの何事にか頼る事久く言ひ事此中納言の侍  
若共八家木代、立身申付事久く事此中納言の侍

勅界の法度の破れと思ふといふ思祿に不及衆智  
 の問もあく病文は信ぬるよは是れもあし左の所記  
 去通とハ中庭清見形也此若共の事と家記も  
 申す取立法より致さる事し比才子女あり  
 是の事も子代地は隠れぬし何れも是し事  
 あり厄ありしは此御人素好子守といふも若少  
 ありハ不便な事也此の事記されし候し事  
 印之事も歎き新取立事と通原共事とあり  
 申す一層好文の事ハ公儀申し前との通切府と御家  
 本方と十付屋敷杯共の事ト此の事ハ通原の事

那ハ一其何に事われありまぬハ十人の末に事  
 也 公儀の事し 家記共の事あり 何の事  
 何れも事 仰せぬる其御心也 何れ 仁人君子  
 少候し事 人々 奉仕の事 御心 此御心  
 也常の人ハ 公儀の事 御心 御心 御心  
 大若此 公儀の事 御心 御心 御心 御心  
 又 御心の人と 御心 御心 御心 御心  
 時 御心 御心 御心 御心 御心 御心  
 御心 御心 御心 御心 御心 御心

尾張才御心通人

一光通公家智の傳 元禄の晩年、高野寺に在りて、  
 祖父の先友大納言徳田代のうゝ勲累を、仰せられ  
 せり。其の此後、又も政體を、し、足輕の官を、  
 不致、越え、し、  
 有通、  
 今用、  
 妻子、  
 頼、  
 今、  
 了、

や、  
 後、

水戸中納言光四卿

一光四卿、宏才博學の流方、人、  
 著、  
 云、  
 也、  
 化、  
 不、  
 禁、

寫し可きれし。後代大切と云ふし

寛永帝光 初と書て鳳足砵の銘と記し

持れ文より宜く和歌を在し武に於て一奇へて成

亮れれきこふ少しし 五の管を在英雄を

有ける 澄波を和物と 杉平澄波を和物と 和物

中細を和物と 治の年一景歌をこもるはひし

多し長男老國白は男也は系脈を仰され

古自身の子に 和重の家督を 和重の家督を

サ将也 水戸を和物と 和重の長男和世と

は和ひを和物と 和重の家督を 和重の家督を

の是より少将に被任時、寛文三年也同十年症

瘡より早世ゆり され今も和重の家督を

和重を二男と和重を和物と又和重を和物と

由仰の和重の和重和重は二度に和重を和物と

和重を和物と和重を和物と和重を和物と

和重を和物と和重を和物と和重を和物と

元服正四位下少将和重和重と号元禄三年光國

の小石川を和物と和重を和物と和重を和物と

居し和重と少将和重と和重を和物と和重を和物と

和重と和重と和重と和重と和重と和重と



五月三日の事也 相公は隠居の事傳仰とされたり  
 豊後守に向ふを御上使に而後にもある事と申  
 被仰三家の輩何故に當番を有る事と申  
 無事と悦ぶは一家に因大者其家への御の御や屋敷  
 紀勢にも御隠居も有る事と申されは御上使の心得  
 申也 御上使御用ありしは隠居の身いりある御用は御  
 登降は仕り直しし畏ぬと事いり考り置れは五月  
 四日申文子登降御前より御細言に被任少將殿才  
 将に御満しの上言や 光玉に官位に世の交り  
 一社守と云ふは隠居の位官位先例も御傳し只

御候に社賜へられし被仰しに大久保加賀守忠綱  
 御前より有る申事ハ才御云に水戸の家老と先途より  
 一家に庇仰し御事申事と云ふに光玉に申事也  
 事多し法有御傳候事傍々申と云向後中將殿  
 へは御今し御如くは旗本の決士に御事申事と云  
 事御中事也 光玉に御事申事いり御事申事  
 御事申事と云ふ事申事御事申事ハ  
 御旗本の大将軍を御事申事と云ハ御事申事  
 配を御事申事と云ふ事御事申事ハ御事申事  
 其御事申事と云ふ事御事申事ハ御事申事



送客として終り日、黒田が七條へ参る。舞の心成  
神楽等宗教の事も、**経**字の好まぬ、**書**字  
と雖も、その神佛の意、何れも好む玉  
じ、自ら用ひの事、一人を察の外也。日本通鑑と林学  
士の撰るに、和歌と詩と、**魏**集し、**倫**集し、**三十一**字と云  
若し、**思**、**数**、**度**、**仰**、**法**、**名**、**流**、**三十一**字と云  
へし、これ心有る事、**勢**也、**名**、**類**、**名**、**次**、**三十一**字と云  
既、**名**、**類**、**名**、**次**、**三十一**字と云、**弘**、**文**、**院**、**三十一**字と云、**弘**  
あ、**弘**、**文**、**院**、**三十一**字と云、**弘**、**文**、**院**、**三十一**字と云、**弘**  
は、**弘**、**文**、**院**、**三十一**字と云、**弘**、**文**、**院**、**三十一**字と云、**弘**

和語の事、**進**し、**晋**、**書**、**取**、**多**、**の**、**事**、**也**、**申**、**也**、**人**、**日**、**本**、**八**、**義**、**伯**  
の、**未**、**知**、**や**、**う**、**と**、**志**、**と**、**先**、**後**、**後**、**の**、**事**、**也**、**弘**、**文**、**院**、**三十一**字と云、**弘**  
京、**取**、**一**、**字**、**也**、**仙**、**洞**、**か**、**か**、**先**、**尋**、**も**、**も**、**古**、**し**、**と**  
の、**也**、**日**、**本**、**史**、**記**、**と**、**弘**、**文**、**院**、**三十一**字と云、**弘**

武野燭情卷之三

武野燭候卷之四目錄

涉家門之教

越前宰相忠日自序

松平越前守光通初序

保科肥後守正之初序

松平肥後守正容初序

松平越前守直明初序

松平兵部大輔吉昌初序

松平大學頭頼貞初序

武野燭談卷之四  
越前宰相忠昌卿  
一忠昌ハ、童名虎之助殿トシテ秀康ハ、のち三男元祖  
元年二月叙爵十九歳侍従ニ被任伊豫守忠昌トシ  
剛古七右衛門四位从四位上丹波守一万余石の陣役トシテ大  
坂名陣 自身の御中へ御陣の振ハ、辛辛トシ  
大坂方ハ伊豫守トシ自の命トシテ、仍依リ、多志ある所ハ忠  
昌馬上トシテ、鞍トシテ、仍敵の太刀依リ、馬  
馬の疾ニ依リ、かく倒ラシ、伊豫守トシ、安茶法トシ、又立ハ  
ころトシ、同く、打音トシ、系トシ、其法トシ、又、不敵トシ、其れハ

武野燭談卷之四

越前宰相忠昌卿

一忠昌ハ、童名虎之助殿トシテ秀康ハ、のち三男元祖  
元年二月叙爵十九歳侍従ニ被任伊豫守忠昌トシ  
剛古七右衛門四位从四位上丹波守一万余石の陣役トシテ大  
坂名陣 自身の御中へ御陣の振ハ、辛辛トシ  
大坂方ハ伊豫守トシ自の命トシテ、仍依リ、多志ある所ハ忠  
昌馬上トシテ、鞍トシテ、仍敵の太刀依リ、馬  
馬の疾ニ依リ、かく倒ラシ、伊豫守トシ、安茶法トシ、又立ハ  
ころトシ、同く、打音トシ、系トシ、其法トシ、又、不敵トシ、其れハ

死より孝子強て去田六石其父子孫多原其陣忠昌  
馬を宗成し務原見中進可とする御沙集の時  
いさく侍て供し多る孤寡切修少聞伊豫  
歎し他伏自身首と被名此より討取首致五十  
七也為御のね法将兵陣入る伊目見可とする  
大神君と對面所より細く我をる忠昌湯産  
の中央に進可れ延よりて伊をし是より孫五石  
孫ハハ大神 君守りて忠昌たまに在也此度の働  
殊に多付のる名お来し中りと御原方より也  
元和二年四月廿五日 信州 川中橋十二万石同年

越後言田改程四万石と獨不習方同九年五月足越  
前守相忠直豊後へ梅下れ孫い日根理織成正言  
沢原より 長孫越前の方儀也忠昌、仰付れ北  
庄改改めて孫并と号し五十万石と願せし忠昌永九  
年六月也忠昌の長男光長い、仙代也十四五  
歳、幼くして御後言田へ初習仰付也忠昌の口量  
中ハ秀忠公の姫君あるがに懐有る仙代事 御解  
の内にもあはは是承れし既、十四五歳、牛馬立  
守りありする頃あるに此國と伊をる、堀伯文甥と  
改程言、事一更、心得る女御若き、家下急

へさるるに、と、殿を固め、これ其次に、一、沙一、所  
の婦人、い、多、い、在、國、し、く、き、故、如、生、活、の、程、く、也、  
く、  
四位少将、被、任、執、事、昌、人、の、實、永、三、年、上、洛、の、時、而、回、位、  
宰相、如、所、の、御、前、宰相、殿、中、の、若、き、青、山、伯、耆、曾、宗、  
後、の、勤、文、殿、に、五、万、石、を、放、つ、し、し、時、毎、く、批、判、也、  
宰相、殿、如、所、の、被、任、し、し、の、官、事、の、人、の、氣、を、使、り、  
し、の、如、き、共、唱、さ、せ、し、官、傷、を、り、而、し、て、の、業、何、る、り、  
不、依、り、き、り、の、及、り、る、り、の、如、し、君、を、諫、を、臣、の、回、を、  
官、事、も、も、其、諫、も、程、の、有、り、也、酒、井、雅、平、氏、續、改、

中、杯、呼、び、練、中、の、有、り、れ、共、其、の、禍、を、り、る、り、の、痛、を、  
伯、耆、の、一、矩、と、細、く、云、さ、り、る、り、の、身、の、仇、也、和、敏、父、  
の、言、に、官、傷、し、ある、心、也、と、言、い、し、し、や、り、也、

松平越前守光通

一、光、通、少、将、の、律、儀、町、呼、ぶ、る、生、質、を、て、又、社、の、校、を、也、  
所、れ、の、の、歴、百、年、火、災、の、後、に、淨、宗、門、の、己、家、御、前、  
家、の、一、郭、外、に、屋、敷、と、獨、御、前、の、敷、の、靈、嚴、時、を、屋、敷、  
と、御、下、を、り、る、文、八、年、二、月、の、大、火、也、而、及、り、し、  
兼、く、用、意、の、船、共、に、一、百、餘、を、れ、も、難、く、仲、へ、  
あ、り、れ、を、磯、近、く、停、れ、せ、り、に、以、勇、に、御、川、に、船、進、

退叶もはくしるまの修災船に吹雪る風は火とあれ  
に繫ぎ揺るる供無焼きもききる程に誠茶少殿の古座  
舟し度と大切なるもの光通船由りて焼死せられた  
赤小神の致不と切腹ししやと知るしやとの  
慶安に大敵院殿荒木の村西丸大廣間よりて馬  
あつに大細をぬいすくは切少をさるる一紙を  
あまのり、果神子と見ゆるものしと悟るる  
やとあつるものし武の吹雪浪やとあつし寛文の始  
堀田上野女正信赤松佐倉に立退し時小庵従の某  
此一紙押懐てあま供しきり切少の徳徳人感し

多旗下の唐く然るの身とをあつれきりやと  
石谷十藏細茶少殿に正抱あつるは徳徳に徳りあ  
り細茶少殿云其候叶の両しきり細茶少殿の士  
若此の事あるは誰一人あつるは徳徳に  
其儀をやと立くる新妻他家の浪人と貴殿あつる  
あつしきり件の志と抱へあつれきりやと

保科肥後と正之

一正之は相國秀忠公の伊妹と母は竹村氏の女也伊達  
云々と探りし事あり保科保忠公の妻は  
東照公の妹とては縁ありて養育と浮上り



此より始りて保科と云ふは此の如く武田万代  
信玄公の母堂見性院殿大内、菅原有長  
と云ふ之し柳保科、古記名字にて和名義長と種  
科と有威義記、三尾右と記来鑑、保科と書ゆ姓種  
種也信玄公の母と稱ゆ氏貞其子信玄忠と云ふ  
武田の旗本と稱ゆ種信と云ふ此の如く其子  
也之の信玄と云ふ是も其の如く之の如く種  
寛永九年、四月、上流の供事、冬内して  
侍従、時し十二年八月出羽の山取二十万石と仰し  
廿年、侍従、種信、名、保科、四月、侍従、四位上

左少将 嚴有院殿沙元服理好の役と稱ゆ此氣  
忠、左少将、天下大評議の列せり、其の如く、種  
い也、其の家令、三浦の菅原氏、数代是と守護し  
時、其の如く、仙臺の西宗、順知し、其の如く、  
細川忠真、其人、其の如く、蒲生氏郷、  
湯島郷死して、其の如く、幼少と云ふ、其の如く、  
と云ふ、其の如く、其の如く、長五年、其の如く、  
御旨、其の如く、又蒲生、其の如く、會津、其の如く、  
其の如く、早世し、其の如く、其の如く、其の如く、  
其の如く、其の如く、其の如く、其の如く、其の如く、  
其の如く、其の如く、其の如く、其の如く、其の如く、

考す、仍か後方島助赤明、楊剛に安く病犯其子  
或約太甫明事故有く地と云々を推す天正の寛永と  
守護の相續なき不也と風ありきるに此度百之相順  
以は何の障なく子孫の相續有る守護の長短を函  
これ其人に在り其文化に如くする可なり  
家の法度と家名に事評議して草案を呈し  
少くも其別を事案と云ふし其第一の條に  
喧嘩は備停止と書きしり百之智は此頃には人  
務が世傳しきる也此の法度と云ふに或は其意味  
に安んずるもの有也此の事案の如きこと付書し

毎々の法を事案一ありて其情思をその授け  
一し武士に職と事一と人々を辱しめられし事案  
と情思を事案一と情味の仕方亦亦心と不付書して  
制法多し其法と犯すもの不絶いりも少く十余ヶ  
條に五へんれと云ふ事案一被改りたり、亦も其  
く書し 公儀に對しし事り不義の拳動有ん  
に必一味を人々とある一条と載せられきり各其  
忠節の事案一と感賞しきりとも目付横目  
の法事の事しかりし事案一と進進し事也武士  
の事案も事案一と云ふ事案一飛せりも少くありきり

年々山崎園角と廣安やし振る朱子の學流第一  
吟味も宗原の神を一回の道と多し是も其後  
し如る寛文中今家訓を撰ぐ毎月一日地中  
諸士を集讀せ江戶の屋鋪として素在前の如く政  
され其外種記の一に其家記の家として讀ま  
事今に如る事なし今村の奥の郷一郷と云  
地宜なる京郊の如く民間ともしく教ふる如し  
孝悌の如くふるまふ多かるる其頃水戸の支國に  
備前の支取如しと云ふ大名の井とて其書借と云し  
三木儒教と云ふ事し中とせいの儒風は家記に在り

中せし少々のや毎月誦せし家訓は父子の事ハ  
我々も是れ是れ孝人孝弟也孝れ多し人倫に非  
たり何れも孝とて争ふ孝ありと云ふ人教也  
不及との儀とて是れ有る族有れい今村に在れども  
寛文九年一戸經の家智を孫に傳ふし其眼疾  
の伴有る同十二年十二月廿六日某とて卒せし今  
津龜と云ふと厩而もこれ万壽山婦毎代奉神と  
讀む厩の祭に神を祀人す其妻不此中將江戸  
芝の下屋浦下海とて其後とて此種に在る家  
の位歩の八意と云ふ文章しあり武一偏の男ありと

西之渠の網と申すれしは或る彼を勸告の討ちの  
庭と云ふれり此の海船を網を満平と傳  
て仙臺しとある一切をさし其方何とある  
者やと被る安西を知らざる者上直し此の樂山  
柱世の風流とありて地とありて費さるゝはあはれ計の  
ありしと實りと設る也海軍船と江戸河事其  
ち中せし兵亂とも知しは事後ち其外上流亦  
茂島津方人数り居れし居場は何方とある  
也多し樂山柱と申すも或るやと答ふ之甚  
感され頗る誤り事なり此は多々の危やと悲し  
し事

悉く取拂をれあるは安西八巻の依所を  
市之元安西六巻の是等ハ文有第一文不通の  
共あり共皆武士と云ふべくは毎に骨ありハ  
して溢れ去の程と云ひあり目付横目も書付  
彼是ともあれも西之取と茂無し依し  
暮り付く追て江戸屋舗に新西之共事  
のこまきれある又例の男共の事  
形見を知りしは捕えられ共危角の下  
取られハ家系下後人も是と不安し  
斯く西之取國多其物取の明記あり共



同侯やもあ談し夫にて事跡ね時いよん訴れと也  
夫と家玉共あ借して同を孫品扱ふに大に侯節お  
治するを君の家家のを共出張し心付しと結り交  
次々家取のをとりし其の能のまに仲万あ候  
とんあ計ししと年家共一統をりれ又い候をを  
得て其候を取扱を侍と取るとを名計して侯儀  
の證れし然に可たたと又大目付ををわし大目付  
侯に家取あしと家取家取の目付を其の下家取  
の共し候に並目付の得也大目付の若共とこの如く  
惣家取のつとと向は侯とと一と目付大目付の

支取して、其をこれとあ談し事いふし候目  
付中一間目付、並目付を配家了し候事あ候詳  
徳の序、大目付のあ座を申しと定まひしと也

松平 肥後守 西谷

一 西谷の徳前守西谷を譲りて延宝九年二月  
家督保科 西谷守と名を其年の暮に僅四位侍從  
保科 肥後守と稱し其後其代と西谷守に父祖  
三代長保守に天和の初西谷前守あ候し大目付  
へ押出し藏と化し其の惣家取肥後守を御綱り其雅  
朱氏位取しととと大藏と川島とせ七屋とせ候

その事しし馬場と稱へ騎馬用之の家来も  
有る也智小身の家来若僧若あるの例一通りの事  
といふ下宿補か通いし中付庭の五石泉ありの藤を  
つらまらるる五樹と志く増殖せしめて泉ありと  
取拂竹と少し種まきせり或人此大石康木杯と  
酒埋りてしんか一人に端もあやとやこれに此屋敷  
の家このまゝ多し人死にまじり此種也一庭石心掛  
ししと人云ハせん素しとわしと若れあや貞  
享の年 東山院沙島位の家と使しして上落た  
少将元禄九年十二月杉年杉年葵沙致久されり

其は又と此今いふは才將とそやある 文照院殿沙代  
大石の角と古のめく雅集に端能極とそや西九下  
和由倉の内とそや 庭敷と端なる

杉年若杖と查明

一若杖と查明は秀康公の孫也元禄十一年の秋  
兵佐守身上断絶して佐良は少将とそや此の  
若杖とそや九、酒井鞆原佐忠因信とそや内仰付  
れ 上使の田村左京を文建殿也若杖とそや所といふと  
時の上使の指圖とそやと信之の高日判限以下は船と  
被守とそや酒井は杉年若杖とそやと少将とそや杖とそや











*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*

武野燭談卷之五

酒并雅系歌忠世

一東照王の時時神谷と七高とと始て百五を考源と  
七高遠才一之雅系以之始達をれハ服之終とい  
き一に雅系亦名心中、思惟を多事や有希人神  
今世に通らるる事して場を七高雅系と通て云種  
度と、及比守石内察の外有る矣多節其神谷所  
多へし、其れ多其人物能して存之し、其  
夫、睡とせし、其れ多其人物能して存之し、其  
ワ支へある杯と思ひ、其れ多其人物能して存之し、其

辱し又之に辱れては家名の威厳が家  
風業いりて而後之の折席を建て建てるは  
古約束かひりての揚神谷ありぬきれは定めあり  
の方々賜ふ形ありしとて八百石の折席を建てて  
これ一ありて可被達に扱ふべきは雅志にあり  
神谷にありては可被達に扱ふべきは雅志にあり  
と立寄るべきとて之を兼くするの古約束ありしとて  
二揚の御とやとて之を二兩の古約束ありて雅志に  
夫に以て多和思ふに此古杯を賜ふ被りては  
言ふべき家名にありては可被達に扱ふべきは雅志に

人々留後を任するに仍家名の古約束に任被りて  
人々留後を任するに仍家名の古約束に任被りて  
貴族にありては可被達に扱ふべきは雅志に  
あるべきは可被達に扱ふべきは雅志に  
遣しし可被達に扱ふべきは雅志に  
とては揚りては可被達に扱ふべきは雅志に  
ありては可被達に扱ふべきは雅志に  
と雅志にありては可被達に扱ふべきは雅志に  
流しては可被達に扱ふべきは雅志に



とされまふと何と妙方と急角の事申す事あるを  
待合せよと通す程の事候も果しく各退去まはれども  
道中ありて甚だ思ひしてまゝに付、欲をも命  
若し既未刻に至れば其の事も其の報にあら  
るに候、此の事も漸く成れしに、而して其の  
多岐に候、候もし、請取にまゝ、思ひして、其の思  
考の、町人とも法体の身分と、其の思ひの事と思ひ  
別、此の事候、人とも、己の願、思ひ、其の思ひ、木に、  
候、何の服、候、其の報、其の通、候、其の思ひ、  
本、其の思ひ、候、其の思ひ、

一 依渡り、其昔、流ハ、り、其、外、托、の、小、身、如、し、  
東照、主、の、神、意、に、叶、ひ、禱、言、の、事、候、彼、其、仕、事、其、云  
沙、在、江、戸、に、存、り、梅、屋、一、の、所、に、被、附、其、子、と、野、介  
可、純、慶、長、五、年、僅、十、八、歳、か、し、に、大、切、の、因、人、不、留、三、成  
と、禱、言、を、申、候、い、ま、其、禱、言、の、所、も、申、候、事、候、  
東照、宮、御、事、候、後、の、事、候、其、人、に、思、ひ、申、候、事、限、高、し  
禱、言、血、脈、と、申、候、事、候、其、人、に、思、ひ、申、候、事、限、高、し  
針、第、一、の、事、候、其、事、候、其、人、に、思、ひ、申、候、事、限、高、し  
心、其、事、候、其、事、候、其、人、に、思、ひ、申、候、事、限、高、し  
一 生、小、身、に、て、大、夫、少、僧、あり、其、事、候、其、人、に、思、ひ、申、候、事、限、高、し





「言ふ事白き言ハ大身の善地と云けし人あり  
多別自に足りてそめは老臣に君の爲に如きり  
志を清く心にわらうもの位階身と云はれ  
し高木と依信吉とあるれに依信に依信と云れ共  
あつ病骨純の身ありハ云ふ事申し不立也然  
て事云ふる言ハ一口も口は生似と動もハ云ふ事  
孫武宣くも依信人し大者ハ云ふ事申すあり  
不孝の事やと被中者ハ依信と一生一万石の事  
言ふ事精度伊知思仰あされも言哉せに言  
其威像依信万人の事云ふ事上野村ハ父の事  
言ふ事

父に双信の身上中女雅系以有ハ云ふ事  
と御り事々に上野村ハ二の事云ふ事  
と肩と並肩と云ふ事  
言計取取井信信言事云ふ事  
時の孫武と云ふ事  
おまを云ふ事

一 関ヶ原の戦い  
系御本を云ふ事  
依信と伊能と云ふ事  
父子云ふ事

以軍法と稱り、働有、中山部より大田原を以て、倉前十島  
神多神典、服、過大、神、由、田、半、平、奇、益、久、左、馬、  
本七人の中、高、屋、を、受、け、も、る、の、款、を、押、込、後、陣、を、  
さ、し、こ、と、ま、せ、し、不、果、然、後、服、を、服、死、入、多、紙、切、多、  
以、節、し、有、記、す、す、し、推、多、也、物、を、多、の、多、を、  
す、こ、と、ま、せ、し、こ、と、ま、せ、し、に、軍、法、と、破、り、定、を、  
余、言、語、を、断、也、切、服、致、す、也、中、と、中、上、も、  
との上、ま、さ、す、し、等、し、七、人、に、逐、電、し、多、敷、く、一、旦、に、  
此、有、れ、し、も、長、所、の、多、し、返、す、是、を、多、物、性、右、馬、先、父、子、  
以、軍、法、と、稱、り、神、こ、こ、り、助、文、を、承、り、大、久、保、  
を、從、り、酒、井

云内、大、博、布、多、買、價、高、す、り、中、務、事、り、と、の、  
切、腹、を、さ、す、り、し、依、後、を、指、圖、也、此、為、  
多、大、神、君、の、共、振、を、承、り、の、  
と、中、上、を、涉、利、運、の、事、也、  
涉、津、の、也、何、や、と、依、後、を、  
一、大、神、君、の、  
被、仰、食、を、承、り、依、後、を、  
の、用、を、承、り、  
場、年、の、  
と、も、と、ま、せ、し、

一、大、神、君、の、  
被、仰、食、を、承、り、依、後、を、  
の、用、を、承、り、  
場、年、の、  
と、も、と、ま、せ、し、

二ハ初これ共庶父子代は尚やむい若し切は海一し  
 研指共一不念して是意不入用の鳥さくもをさる是を  
 去氏共服立し事 大神皇の御向が到せりや  
 研指此の伝承の日月に切は指し 大神皇  
 沙覽して念せ給指、有るありそやるありを、大藏  
 修理主人のや付きりぬ言ふを 殊の外さるるを、悪く  
 此渠等ら志るるは將軍の中切次と甚き事、皇の  
 皇子江戸、國を去れ、秀忠公は難儀、思下阿茶の局  
 老い沙城を何れも沙城くも万是、皇國を先  
 青山内殿より後をさるるは、此は伝承、仰傳られ

考り、名も角も果、沙任せきさるる事し、小金を名は  
 物傷、衆を伝承、沙城燼何、此御を、沙城を、  
 を、し、去れ、何れも、此、寒、文の時、去、儀、之、何  
 る、二、事、未、多、る、也、と、仰、の時、正、統、三、年、中、以、採、下、之、  
 口、も、云、や、せ、し、身、の、何、の、科、也、江、戸、一、秘、附、如、終、切、  
 傳、も、仰、付、く、家、へ、云、は、我、を、ハ、お、存、の、思、お、  
 陽、系、伝、承、此、記、多、事、人、も、系、を、中、上、と、去、れ、  
 大神皇、何、と、云、や、大、抵、中、統、し、君、さ、る、の、干、時、正、統、云、  
 將、家、孫、沙、城、を、思、つ、る、事、多、る、云、計、を、し、は、度、も、沙、城、  
 神、の、沙、城、燼、直、承、振、と、云、い、し、思、下、る、と、ハ、知、ぬ





國のち徳の……子孫を……や 廣治の地北に毛利  
六百石の跡ある、たまた入部の後善後して江戸  
沙物………分限ある………  
國臣………  
身ゆかり………

井伊兵知を捕まぬ

一被治を……たまた………  
中………  
兵知を捕も自分ら………  
………

細を………  
………  
………  
………

本神君………  
………  
………  
………  
………  
………  
………  
………  
………

了せし人事將の言に死する事計りあるを以て死を覚  
悟すもの多かりしに今福崎は儼然として別心を  
企てて大國に死すの由は是れ代命の死に由りて  
未だ下へ下へ不解の死に終る事也此度の忠切方死  
かんに死するに由りて死する事偏に高き事一人  
せん歎死するに由りて死する事偏に高き事一人  
せん歎死するに由りて死する事偏に高き事一人  
せん歎死するに由りて死する事偏に高き事一人  
せん歎死するに由りて死する事偏に高き事一人

尋、勝りて下りぬの安死を不凡一命に在りて死す  
教諭の事也河車に由りて死する事偏に高き事一人  
せん歎死するに由りて死する事偏に高き事一人  
せん歎死するに由りて死する事偏に高き事一人  
せん歎死するに由りて死する事偏に高き事一人  
せん歎死するに由りて死する事偏に高き事一人  
せん歎死するに由りて死する事偏に高き事一人  
せん歎死するに由りて死する事偏に高き事一人  
せん歎死するに由りて死する事偏に高き事一人

少づれい出政を制し其係多し人々以て急劇  
の新柄極便の取計をせざる要とて其本の陣一取  
早し川をさるる處しと論さるる何に別途伏之證  
勢不及能く事多

一 廣長五年一伏見證部の名 大神君を政を制し  
し難くは其後一時平過り外馬を早めて解る所  
前より出たるも河をく参しやと身身也其約云は難  
とあるもやよ少事あり 殿程の由身と云は生  
實河御れハ大方の事とて有りや必之候を系供  
大取有今程の大小の武士に難より近くあり

押あもあまとなは難進不ハハ不及迫も心え兵  
不ハ見るもは地分勢は生候とハ上ル何は難の證  
ハ流りきり

本多中務大輔忠勝

一 姉川合戦前候長古 大神君ハ如勢を起して河  
馬有ハより証定の時忠勝ハそれきりハ老幼の將也  
之誠推集の甲申ハ其果ハ左様ハ不存候とあるハ  
殿ハ御死もあさる候ハ巧ハ事極難を以て其度  
ハ別陣殊ハ大さくはしやと云は別しハ河に候  
新の由もくハ人教と雖も其心ハ少ナク候



そへ向らほひし

一 本神奈備浦、甲府と仰ぐ等、是れは其の事、供  
のよの事、あされ、其度の若方と稱せし、其は其度、  
ハ懐の示現あり、と何事もあらず、其れやと、其心、  
いや、其れのみ思ふ、後、誰れか、あらず、其れは、  
ハ、其れは、ハ、懐よ、渠、働、を、あ、に、其、言、其、其、國、よ、れ、と  
被、仰、き、り

一 大関、古、依、急、忠、候、の、曹、と、名、稱、候、も、り、時、々、  
る、色、れ、し、人、々、あ、り、い、方、人、の、撰、い、に、ま、さ、く、あ、れ、り、と、  
ま、り、ま、り、ハ、勇、士、の、候、の、不、さ、き、候、や、と、云、い、い、や、其、事、を、渠、未

ハ武勇と名乗むる如し、あやふき、及、い、り、其、未、代  
代、の、麻、角、の、曹、と、名、稱、候、ま、ま、と、云、も、り、是、ハ、真、に  
あ、り、く、の、御、あ、り、し、其、頃、其、川、伯、老、も、數、正、と、あ、り、  
大、関、の、其、事、を、名、稱、候、將、の、應、の、心、を、奉、り、と、あ、り、心  
候、と、名、稱、候、と、い、ひ、候、て、御、り、も、り、や、麻、角、の、曹、ハ、其、子  
其、頃、も、り、候、へ、其、候、の、曹、ハ、其、男、出、せ、り、と、云、も、り、  
に、其、事、を、あ、り、し、い、り、思、ひ、い、り、人、知、れ、し、候、し、て、其、  
け、り、其、事、を、名、稱、候、と、名、稱、候、し、て、其、事、を、其、腰、切、り  
御、り、せ、り、海、邊、に、は、き、り、し、き、り、候、も、り、其、事、の  
際、に、其、事、を、名、稱、候、と、名、稱、候、し、て、射、り、せ、り、と、云、も、り、  
其、事、を、名、稱、候、と、云、も、り、

いふ事ハ高ト申セシ時 汝等内化ト共ニ 幾多大  
勢トシテ 獲入ル 被トモルハ 我亦思カシ 廿ハ身  
故録の御事一ハシ 今ハ思ヒテ 大身ハ人教我  
取扱カシハ 帝配の元 故人教信立入ル 大物の  
知ト叶ヒ ぬきト事一ニ 其のありし 去ル 幾多  
捨テ 秘多トシテ ぬきト事一ニ 其のありし 去ル 幾多  
事ト殊ニ 秘多トシテ ぬきト事一ニ 其のありし 去ル 幾多

大升大炊臥利勝

一 大炊臥ハ下種アリ 一 事ハ中セ共 秘多ト  
東照主の神胤ヤト 比家ニテ 云々也 大炊臥の誓ハ

き那ウ 神君ニ 見ゆガ 奈ヤト 其の 実ハ 多く 似  
キヤ 秘多ト 其の 古老の 高ト 中セ共ト 字 秘多ト 其の 高  
の お仕ニ 誓ト 別 爲シ 其 登州 有ル 其 頂ト 比 田 高  
頬 誓ト 事一ニ 其 けル 大 献院 殿 湯 誓ト 其 在レ  
其 故 大 炊臥 心 中 別 捨 多 事ト 世ト 知レ 次シテ  
上 比 中 生シ 秘ト 教 多 事ト 中 秘ト 事ト 其 故 比 中 立  
ト 中 中 中 中 誓ト 多 事ト 比 延 家 の 故 比 悉ク 別 捨  
キル 其 故 比 大 炊臥 也 ト 古 人 の 由 也

一 大炊臥 恙 勿 事 一 時 不 神 冥 成 時 比 信 條 仰 付  
其 人 小 事 大 炊臥 渠 比 信 條 人 柄 事 中 比 信 條 有シ



内へ此の如くし人の徳を以てせよ

一 大久保の孫子忠節が及んで此の如く純く父祖大和の人  
の如く徳を以てし心なき事なくとも徳を以て徳を以て徳を以て  
の大名にして政易に及して其の徳を以て徳を以て徳を以て  
人有るに大和の如くして思ふに利を得ず亦未だ其徳を以て  
か多しとて君を以て徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て  
代の若くは徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て  
泉下の恨みも其の如くして徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て  
當してん中徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て

一 沙村九七にて沙信春が其徳の如くして大方

教を以て徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て  
沙村四方は徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て  
うもつれ徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て

一 堀田の如くして徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て  
徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て  
其多くと徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て  
其の人徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て  
徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て  
の如くして徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て  
奥平の如くして徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て

初解くは切目印くお首の砂箱の踏中如るあ  
 るやうし妙理なる亭主の奔走此の如く御手  
 分人者て辛度知も人共鯨の縄に法に刺身  
 敵のふきとを所あし多かとも人何の害とま  
 らぬと移れりて少くは快くいされ人も鹿の  
 牙に稀めりとのみそれと首を考くやする  
 日月控目ハヤ分れ御知りてまき破雲衣  
 襖梅のよ入きりて見通して飛ぶ成し用  
 不立上実との利を人毒に梅梅の同じまれば  
 くとりて知て法道もこの日月のそりてい果目

者共ハヤ分ハ人の眼に横にやしきりて玉性や物法  
 の眼に念にを見え日月の道にまらざる理や途中  
 此眼を見えしと向ふ計をえよとヤ分れと被語  
 一大獄院破着を御まらぬ次急に沙敵の内化つて  
 みるに揚国の御事績の如くも人共急をよ  
 と杉年伊豆守信徳に御分れ考伊豆守六丸めく  
 才助を考れしと考しと工正考考し集まる  
 の内、おぬのこく送らむし白登と考考す不  
 書の紙を以て考考考考考考考考考考考考考考考考  
 考考し大炊に登りしと考考考考考考考考考考考考考考考考



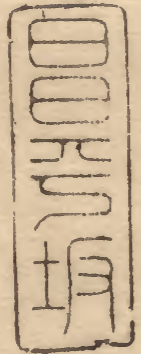
一昔ハ康乃と相争ハ事ハ大なるのやうにありけり  
後何大納言殿兼大納言と申すは通有共々の  
薩ノ一ノ細言家久此亦事所供と申付是く叙代  
し之飛鳥と云ふに成過居て康乃と相放せハ康乃  
一文字に傳付ハ唯何れも傳と申すにカテ後お  
て拂を鼻類と申すハ切刻多長徳と云ふく大  
川にテ平太と押隠し彼等狼麁の如く支配の方  
ハ傳言細言殿は薩ノ亂ハ傳言傳言大あやまち  
申す者との傳言もハ薩ノ一ノ事ハ申すハ之能く申す  
大吏と云ふ事々々申すの傳言と申すハ其の傳言ハ

不承ハ大吏と云ふハハ薩ノ一ノ事ハ申すハ其の傳言ハ  
乃細言殿ハ是ハ細言殿ハ其の傳言ハ其の傳言ハ  
立す所ハ江戸の地の内ハありハ交代ハ其の傳言ハ  
其の傳言ハ其の傳言ハ其の傳言ハ其の傳言ハ  
しと大納言傳言ハ薩ノ一ノ事ハ申すハ其の傳言ハ  
其の傳言ハ其の傳言ハ其の傳言ハ其の傳言ハ  
業ヤ其の傳言ハ其の傳言ハ其の傳言ハ其の傳言ハ  
ハ其の傳言ハ其の傳言ハ其の傳言ハ其の傳言ハ  
ハ其の傳言ハ其の傳言ハ其の傳言ハ其の傳言ハ

二 任せられよ則同是の政事を北九ノ案内し或る  
にて上陸ノ才納を被り五大炊隊は其地合を以て  
事一：お係りなる

一 東福門院沙入 肉宣下有る河國度等其由と  
うき娘もや 諸事新例を以て喧嘩を為されしよ  
り申取一色を以てしを修補し計を以てし價を任人吟  
味しよ才方の方より其やと沙用の趣きり大炊隊  
を以てきりにち炊隊首を振て右の軒管をもち玉極可  
宜比よの任振を以しとや若くは申すに武將が所  
以事將軍家の姫君入内を例なし御もハ將軍家

の肩目とらむ系節の沙解を事と思ふとす可道ハ可  
宜きを管さるんハ 林有表する家の思ふも川山ハ  
其多自代より多う然ハ天下先潤や海河より入異  
國入渡り類ハ其多うとて沙思ハ決めんしとる知  
きもも多うまれば東福門院の沙入用七十萬石を  
宛立しししやのや



武將物語卷之五





